

学習評価・試験及び卒業に関する規定

1. この規定は、学則第26条に定める学習の評価及び科目終了の単位認定に必要な事項について定めたものである。
2. 学科試験とは次に掲げるものをいう。
 - (1) 科目試験
 - ① 定期試験..... 定期試験とは、科目において定期的に行う試験をいう。
 - ② 中間試験..... 担当する教員・講師が学科進行の途中で行う試験をいう。
 - ③ 実習評価..... 実習における成績をいう。
 - ④ 追試験..... やむを得ない理由で受験できない場合に定期試験終了後に行う試験をいう。
 - ⑤ 再試験..... 定期試験及び追試験の結果、その得点が60点に満たないものに再度行う試験をいう。
 - (2) その他
学校長が必要と認めた試験をいう。
3. 試験方法は、筆記、面接、実技及びレポートなどによる。
4. 次の者は試験を受けることができない。
 - (1) 各科目の欠席時間が出席すべき時間数の3分の1（実習は5分の1）を超える者。
 - (2) 試験開始後15分を過ぎた遅刻者。
 - (3) 本校の学生証を所持していない者。
 - (4) 当該期の授業料・施設費を納めていない者。
5. 次の者は採点を受けることが出来ない。
 - (1) 解答用紙に氏名や学籍番号が明記されていない者。
 - (2) マークシートを使用した試験で、学籍番号を正しくマークしていない者。
6. 学習評価
 - (1) 定期試験は、得点が60点以上のものをその科目を修得したものと認める。
 - (2) 同一科目を複数の教員・講師が分担する場合は予め委嘱された責任者が成績を総合して合否を判定する。
7. 追試験
 - (1) 病気その他やむをえない理由で受験できない場合は、試験開始前に事務課へ連絡しなければならない。
 - (2) 追試験を受けようとする者は、試験期間終了後1週間以内に「欠席・欠課届」と、感染症による欠席の場合は「感染症診断書」、それ以外の傷病の場合は「診療明細書付き領収書のコピー」、忌引の場合は「忌引届」、公共交通機関の遅延による欠席の場合は「遅延証明書」を事務課に提出しなければならない。又、追・再試験手続期間中に「再・追試験願」を添えて学校長に提出しなければならない。
 - (3) 追試験の実施は教務主任会議で審議し、学校長の承認により実施される。

(4) 追試験は、定期試験と同等のものとして取り扱う。

8. 再試験

- (1) 定期試験及び追試験の結果、得点が60点に満たないものには1回に限って再試験を行うことがある。
- (2) 再試験を受けようとする者は、追・再試験手続期間中に「再・追試験願」に受験料2,000円(1科目)を添えて学校長に提出しなければならない。
- (3) 再試験の成績はその得点が60点以上の場合もすべて60点とする。

9. 補習

- (1) 補習は、学科会議で必要な理由を審議し、学校長が認定する。
- (2) 補習方法は、講義、学習報告、臨床実習、学内実習、その他による。
- (3) 補習は、臨床実習については季節休暇中に行い、その他は学期内の授業時間外に行う。
- (4) 補習の成績は、その得点が60点以上の場合もすべて60点とする。

10. 進級

- (1) 進級は、進級判定会議で審議し、学校長が認定する。
- (2) 進級に関しては、以下の各号の条件を満たす者とする。
 - ① 当該学年の履修科目の単位を修得している者。
 - ② 当該学年の臨床実習の単位を修得している者。
 - ③ 欠席時間が当該科目の出席すべき時間の3分の1以下(実習は5分の1以下)の者。
 - ④ 欠席時間が当該科目の出席すべき時間の3分の1以上(実習は5分の1以上)の者で各科目及び実習について必要な補習を受けている者。
 - ⑤ 理学療法学科・作業療法学科1、2年生、言語聴覚学科1年生においては、年度末の未修得科目が3科目以内で、次年度も学習する意欲が十分にあり、進級判定会議にて進級が認められた者。
 - ⑥ 理学療法学科・作業療法学科3年生においては、年度末の未修得科目が1科目以内で、次年度も学習する意欲が十分にあり、進級判定会議にて進級が認められた者。
- (3) 理学療法学科において臨床参加研修Ⅱの履修を許可される者は、以下の条件を満たす者とする。
 - ① 症候障害学Ⅱの単位を修得した者。

11. 留年

- (1) 留年に関しては、以下の各号の条件に該当する者とする。
 - ① 理学療法学科・作業療法学科1、2年生、言語聴覚学科1年生においては、年度末の未修得科目が4科目以上あり、進級判定会議にて進級が認められなかった者。
 - ② 理学療法学科・作業療法学科3年生においては、年度末の未修得科目が2科目以上あり、進級判定会議にて進級が認められなかった者。
 - ③ 出席不足による未修得科目が1科目以上あり、進級判定会議にて進級が認められなかった者。
 - ④ 当該学年の臨床実習の単位が未修得の者。
- (2) 理学療法学科においては、3年生で履修する「症候障害学Ⅱ」の単位が未修得となった場合。

- (3) 留年者が留め置きになった学年で修得した科目の単位は認定される。実習を除いた修得済みの科目は未修得科目とともに原則として再度受講しなくてはならない。再度受講して前年度より優れた成績だった場合にのみ、成績を上方修正する。

1 2. 再履修

- (1) 理学療法学科・作業療法学科1、2年生、言語聴覚学科1年生においては、年度末の出席すべき時間の3分の2以上出席した未修得科目が3科目以内で次年度も学習する意欲が十分にあり、進級判定会議にて進級が認められたものには再履修を認める。
- (2) 理学療法学科・作業療法学科3、4年生、言語聴覚学科2年生においては、年度末の出席すべき時間の3分の2以上出席した未修得科目1科目以内で次年度も学習する意欲が十分にあり、進級判定会議にて進級が認められたものには再履修を認める。
- (3) 再履修を受けようとするものは、再履修手続期間中に再履修願に再履修料15,000円(1科目)を添えて学校長に提出しなければならない。
- (4) 未修得科目の再履修は、次年度に開講する期間に課す。
- (5) 未修得科目の再履修を許可され、次年度に定期試験の受験を希望する者は、再履修手続時に受け取った「再履修許可証」を必ず持参しなければならない。

1 3. 単位認定

- (1) 単位認定は次の基準により行う。
- ① 科目試験(実習は実習評価)で、その当該試験の60点以上の者
 - ② 前号により60点未満の者で、1回に限る再試験を受け、その再試験で60点以上の者

1 4. 卒業

- (1) 卒業は卒業判定会議を経て学校長が認定する。
- (2) 卒業に関しては以下の各号の条件を満たす者とする。
- ① すべての履修科目を修得していること。

附則

この規定は、平成10年4月1日から施行する。

この規定は一部を変更し、平成25年3月31日から施行する。

この規定は一部を変更し、平成27年3月31日から施行する。

この規定は一部を変更し、平成27年9月24日から施行する。

この規定は一部を変更し、平成28年4月1日から施行する。

この規定は一部を変更し、平成30年4月1日から施行する。